3 大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例(案)の概要

(1) 条例制定の背景・必要性 ~性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見、差別の存在~

- 人権問題についての府民意識調査(大阪府)(H27) 性的マイノリティの人権問題に関する認知度は43.3%であり、他の人権課題と比較して最低。
- 府では、性的マイノリティの人権問題について、当事者に対する偏見や差別をなくしていくため、平成29年3月 に庁内方針としての「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」を策定し、府民意識の啓 発、府職員に対する研修、当事者や家族等の相談体制の充実に取り組んできているが、今なお、多くの当事者 は生きづらさを感じたり、悩み・困難を抱えている状況にある。
- 大阪府人権施策推進審議会における当事者等への現状・課題等に関するヒアリング(H31)
- ■現状・課題について

「知られることで、家族関係が悪化したり、解雇などの差別対応を被ったりする」「トイレや病院の受診を控える」 「意図しない暴露(アウティング)により、自死に追い込まれることもある」「公的書類の性別記載欄にとまどう」 「住まいの確保が困難」「解雇や内定取消など深刻な差別事例が多い」 等

■差別禁止について

「差別の解消に向けては、差別禁止規定を盛り込む前に、まずは、理解増進という方向で、府民の理解のボトムアップに取組み続けていくべき」「差別禁止は明文化すべきと考えるが、理解増進という標題の条例であっても、不当な差別は許さない姿勢が強く出ていれば、それは意味がある」「差別禁止規定を盛り込むなど自治体としてできることを最大限やってほしい」等

- 当事者が抱える現状や課題は多種多様である中、性的マイノリティの人権問題の社会の理解は進んでいない。
- 国では法整備について議論されているが、府として国際都市にふさわしい環境を整備していくことは、喫緊の課題。
 - ⇒ <u>今後の法整備を待つことなく、府自らが性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見、差別の解消に向けた</u> 取組をより一層進めることが極めて重要。

(2) 条例のめざすもの ~ 誤解や偏見、差別をなくすために~

○ 性的マイノリティに関する府民の理解増進を図る条例を制定し、府民一人ひとりが性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めていくことにより、性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見、差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざす。

(3) 条例制定のポイント

1 府の姿勢の明文化

- 前文で、性的指向や性自認を理由とした差別は許されないことを明記することにより、府としての姿勢を示す。
- 性的マイノリティの人権問題についての社会の理解が十分進んでいない現状で、まずは、理解の増進を図る。

2 各主体の責務を明記

- 理解増進に関する施策に取り組む等、府の責務を定める。
- 府民と事業者は、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、府が実施する施策に協力するよう努める。

3 理解増進に関する施策の推進

- 府民に対する啓発や教育、当事者等からの相談への対応に関する規定を定める。
- 府が実施する事務事業において性的マイノリティの人々に配慮するよう努める規定を定める。

(4) 条例案の概要

○ 前文

■ 「性の多様性に関する無理解により、個人の社会参加の機会が制限されるようなことはあってはならず、 性的指向及び性自認を理由とした差別は決して許されないと明記

○ 目的、定義、基本理念を規定(第1条~第3条)

■目 的:性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を推進し、全ての人の性的指向及び性自認の多様性が尊重される社会の実現

■定 義: 【性的指向】 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

【性自認】 自己の性別についての認識

■基本理念:性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組は、全ての人が相互に人格 と個性を尊重し合う社会の実現に資することを旨として行われなければならないことを規定

○ 府、府民及び事業者の責務を規定 (第4条~第6条)

- 府の責務
 - ・性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施する責務
 - ・国及び市町村が実施する性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進の取組について協力 する責務
- 府民・事業者の責務
- ・府民は性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、府が実施する施策に協力する努力 義務
- ・加えて、事業者には、事業活動を行うにあたり、理解の増進の取組への努力義務

○ 性的指向及び性自認の多様性に関する理解増進の施策を規定(第7条)

- 性的指向及び性自認の多様性に関する啓発及び教育の実施
- 性的指向及び性自認の多様性に関する相談への的確な対応
- 府が実施する事務事業において、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努める

(5) 今後の取組の方向(案)

- 条例制定を契機に、さらなる啓発、教育、相談体制の充実に努める。
- 性的マイノリティの人々が抱える困難の解決に向け、先進事例等の調査や当事者・専門家の意見を聴取し、 府が実施する事務事業における配慮のあり方や内容について検討を進める。